

市有地の不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業
公募型プロポーザル募集要項

目次

1 事業者の選定に関する事項.....	1
1-1 事業概要.....	1
1-1-1 事業者の選定に関する事項.....	1
1-1-2 事業スキーム及び自主事業に係る基本方針	2
1-1-3 事業スキーム（枠組み）	2
1-2 事業期間及び事業実施スケジュール	4
1-3 想定される各種契約.....	4
1-4 委託業務及び付随する準備行為の範囲	6
1-5 予算	7
1-6 事業者の収入	8
2 立地、本敷地に関する事項.....	9
2-1 本敷地に関する各種法規制等.....	9
3 事業者の責任の明確化等事業の適正且つ確実な実施の確保に関する事項.....	10
3-1 責任分担に関する基本的な考え方.....	10
3-2 本事業における特性.....	10
3-3 施設整備によるリスク	10
3-4 予想されるリスクと責任分担.....	11
4 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	14
4-1 事業の継続に関する基本的な考え方	14
4-2 事業者の責めに帰すべき事由の場合	15
4-3 市の責めに帰すべき事由の場合	15
4-4 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合.....	15
4-5 その他	15
5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
5-1 法制上及び税制上の措置	15
5-2 財政上及び金融上の支援	15
6 事業者の募集及び選定手法に関する事項.....	16
6-1 募集及び選定に関する基本事項	16
6-1-1 基本的な考え方.....	16
6-1-2 豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会の設置.....	16
6-1-3 審査方法.....	16
6-1-4 審査基準.....	16
6-1-5 審査の中止	17
6-1-6 優先交渉権者の決定.....	17
6-2 募集及び選定などの手順	17
6-2-1 募集及び選定のスケジュール	17
6-2-2 入札保証金及び契約保証金.....	18
6-3 契約に関する基本的な考え方	19

6-4 事業者の構成	19
6-4-1 事業者の構成と役割	19
6-4-2 構成企業及び関連企業の明示	21
6-4-3 複数応募の禁止	21
6-4-4 市関連企業の実募の禁止	21
6-4-5 構成企業の変更及び追加	21
6-5 参加表明者の備えるべき参加資格要件	21
6-5-1 共通の参加資格要件	22
6-5-2 個別の参加資格要件	22
6-6 証券化SPCの設立など	23
6-6-1 優先交渉権者との契約手続き	23
6-6-2 証券化SPCの設立要件	23
6-6-3 給食提供事業者の登記	23
6-6-4 契約締結までに優先交渉権者が入札参加資格を欠くに至った場合の取り扱い	23
7 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催並びに募集要項等に関する質問の受付・回答	23
7-1 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催	23
7-2 募集要項等に関する質問の受付・回答	24
8 参加表明及び参加資格審査	24
8-1 参加資格審査書類について	24
8-1-1 参加資格審査書類の作成方法	24
8-1-2 参加資格審査書類の提出	24
8-2 参加資格審査書類の取り扱い	25
8-3 参加資格審査書類	25
8-3-1 事業者の構成と役割	25
8-3-2 納税関係	26
8-3-3 既存調理場の運用	26
8-3-4 会社概要	26
9 提案審査に係る提出資料及び提出時期	26
9-1 提案資料	26
9-1-1 提案資料の提出	26
9-1-2 提案内容を記載した審査資料の取り扱い	27
10 事業実績及び事業計画等	27
10-1 事業実績・資格等	27
10-2 財務諸表	28
10-3 労務管理諸表	29
10-4 既存調理場の運用	29
11 提案様式諸表	29
11-1 要求水準に係る誓約書	29

1 1-2 全体に関する提案.....	29
1 1-3 施設整備に関する提案	30
1 1-4 学校給食提供に関する提案.....	31
1 1-5 自主事業に関する提案	32
1 1-6 不動産証券化に関する提案.....	32
1 1-7 その他.....	32
1 1-8 価格提案	33
1 2 第一次審査、選定委員会による書面質問と事業者による回答	33
1 2-1 第一次審査	33
1 2-2 選定委員会による書面質問と事業者による回答	33
1 3 現地視察	33
1 4 第二次審査.....	33
1 4-1 審査概要	33
1 4-2 優先交渉権者の決定について	34
1 4-3 審査結果の通知	34
1 4-4 その他.....	34
1 5 その他の事項.....	34
1 5-1 法令遵守	34
1 5-2 本事業において使用する言語、通貨単位等	35
1 5-3 その他の財政上又は金融上の支援	35
1 5-4 情報公開及び情報提供	35
1 5-5 疑義の解決	35
1 6 問い合わせ先.....	35
1 7 和暦西暦確認票	36

実施目的

豊中市及び豊中市教育委員会(以下総称して「市」という。)では、中学校の生徒へ安心安全な学校給食を、コストを縮減しつつ安定供給することを第一の目的として、中学校給食提供業務(以下「本業務」という。)を受託する事業者(グループを含む。以下「事業者」という。)を募集します。

事業者は、市が所有する敷地(所在地番:原田中1丁目94番1)外1筆(以下「本敷地」という。)に自身の資金により工場を建築し、当該工場において本業務を行うことを条件としていますが、当該工場は本業務に妨げの無い範囲で活用し、経済活動を行うことを可能としており、このことにより地域経済の発展に寄与することを第二の目的としています。

また、本敷地の利用に際しては不動産証券化の手法を活用することを予定しているため、事業者には特別目的会社(以下「証券化SPC」という。)の設立をしていただくなど、本業務の受託に際して一定の準備をしていただく必要があります。

このように、本件は本市として初めてとなる手法を活用することで、長期にわたり安心安全な中学校給食の安定的な確保をめざしつつ様々な効果を期待して実施する「市有地の不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業」(以下「本事業」という。)の一環として行うものです。

1 事業者の選定に関する事項

1-1 事業概要

1-1-1 事業者の選定に関する事項

(1) 業務名

豊中市中学校給食提供業務

(2) 業務内容

別添「市有地の不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業公募型
プロポーザル要求水準書」(以下「要求水準書」という。)のとおり

(3) 予定契約期間

令和10年(2028年)1月1日～令和29年(2047年)12月31日(業務委託契約)
(別途締結予定の基本契約の期間は令和7年(2025年)1月下旬～令和29年(2047年)
12月31日)

(4) 委託料の上限

21,631,910,000 円(業務委託契約の期間の総額。消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 負担金の上限

既存施設解体負担金 154,000,000 円

細街路整備負担金 22,000,000 円

(6) 本敷地(信託受益権)売買価格

783,680,000 円(対象敷地 4,960 m²、平米単価 158,000 円)

(7) 市による証券化SPCへの匿名組合出資の上限

400,000,000 円

(8)担当部局

豊中市教育委員会事務局学校給食課(業務委託契約の直接の担当)

豊中市財務部資産管理課(プロポーザル全体の担当)

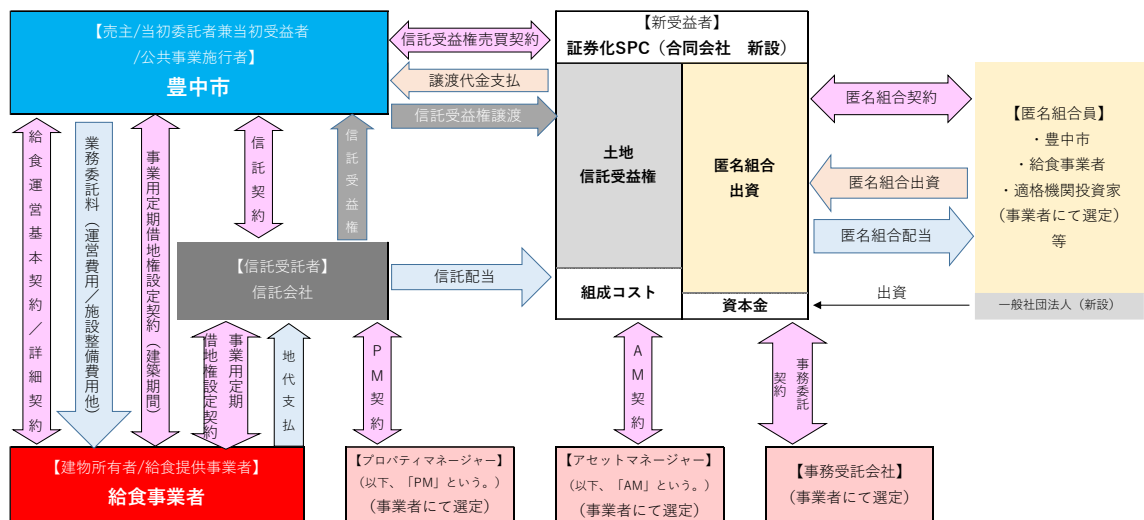
1-1-2事業スキーム及び自主事業に係る基本方針

市は、「学校給食法」等に基づき、全員喫食の中学校給食を実施するため、本事業を実施することとした。

本事業では、事業者が自身の資金により、工場の設計・建設・維持管理を行いつつ、市から受託した本業務を実施するとともに、本業務以外の事業(以下「自主事業」という。)を行うことにより事業者の専門的な知識や技術が発揮され、効率的、効果的な事業運営を行い、不動産証券化により事業者の運営状況の把握と適切な収益還元を図る。

1-1-3事業スキーム(枠組み)

本敷地については、次の図のようなスキームに基づく運用を予定している。



本事業は、不動産証券化におけるGK-TK(合同会社一匿名組合)スキーム(枠組み)による管理を予定しており、本件の事業スキームは以下の流れのとおりである。

① 基本契約及び借地契約締結

基本契約締結時に併せて、市が事業者と事業用定期借地権設定契約を締結し、事業者にて解体工事、細街路整備工事、施設の建設を行う。地代については、本業務開始までの期間は本提案における変動地代の算出方法を適用するため、施設建設中は実質無償での貸与とする。

施設竣工後、給食提供開始までの期間についても事業者による自主事業の実施は可能とするが、本提案における変動地代の算出方法を適用し、地代を支払うものとする。

②事業者等が証券化SPCとしての合同会社を設立

事業者グループにて倒産隔離が図られた合同会社(証券化SPC)を設立する。

③市が当該敷地を信託会社へ信託

市が当該敷地に関し信託契約を締結の上、信託会社に信託し、当該敷地を信託受益権として管理する。

④証券化SPCへ出資

証券化SPCが当該信託受益権を取得するために、証券化SPCと投資家(市及び事業者等)との間で匿名組合契約を締結の上、匿名組合出資を行い、信託受益権購入資金を調達する。

証券化SPCが匿名組合出資を募集するにあたり、第二種金融商品取引業の登録を受けた私募取扱業者との間で私募取扱契約を締結する。

⑤市が信託受益権を証券化SPCへ売却

市が保有する信託受益権を証券化SPCへ売却し、不動産の管理・処分を証券化SPCへ引き継ぐ。

信託受益権が市から証券化SPCへ譲渡されたことにより、事業用定期借地権設定契約の賃貸人の地位は信託受託者に変更される。

⑥給食提供開始

事業者は市が指定する日(令和10年(2028年)1月を想定)から20年間給食提供を行う。

なお、当該敷地に建設する工場を本業務に妨げの無い範囲で活用し、経済活動を行うことを可能としている。

事業者は事業用定期借地契約に基づく地代を信託会社に支払う。信託会社は地代収入から物件維持費用(土地固定資産税、土地都市計画税、信託報酬等)を支払い、残余を信託配当として受益者である証券化SPCに支払う。証券化SPCの維持に要する費用は信託配当を原資に支払い、証券化SPCの利益は匿名組合配当として匿名組合員の出資比率に応じて毎年配当を行う。

⑦本事業完了

事業者は20年間の給食提供事業を完了する。

証券化SPCは後述する事業完了に係る手続きを実施する。

事業完了時の手続きは次のとおりである。

① 市が証券化SPCから信託受益権を買戻しする。

証券化SPCが保有する信託受益権を、その時点の時価をもって市が買戻しを行う。

② 証券化SPCが匿名組合員へ出資元本の返還及び最終配当を行う

証券化SPCは信託受益権売却代金をもって匿名組合出資者へ出資元本の返還及び最終配当を行う。

③ 信託契約満了

信託期間満了に伴い、当該敷地の信託契約は終了し、当該敷地は市の名義となる。なお、事業完了後の当該敷地へ設置された施設については、事業用定期借地権設定契約に基づき取り壊すことになるが、事業終了後に引き続き本業務の継続を希望する場合は事業用定期借地権設定契約の再契約について協議する。事業完了時点での当該敷地の取り扱いについては、本事業完了の概ね5年前から市と事業者において協議し定め

るものとする。(事業開始時点では20年後の状況を見通すことはできないため、事業完了5年前に協議開始とする。)

なお、市は施設整備期間中の土地利用については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、豊中市議会の承認を得た場合これを無償で使用させるものとする。

1-2事業期間及び事業実施スケジュール

本事業の事業期間は次の期間を予定している

基本契約期間	令和7年1月下旬～令和29年12月31日 契約の有効期間は令和7年3月末頃～令和29年12月31日
準備期間	令和7年3月末頃～令和9年12月31日
給食提供業務実施期間	令和10年1月1日～令和29年12月31日(20年間)

基本契約の期間は上記を予定しているが、令和7年3月の豊中市議会により、可決されることを発動条件とする。

1-3想定される各種契約

本事業の各種契約の内容、及び契約期間は次のとおり予定している。

基本契約	契約締結時期:令和7年1月下旬 契約有効期間:令和7年3月末頃～令和29年12月31日(豊中市議会議決を停止条件とする) 内容:本事業の前提となる条件や、本事業全体に関するルールを定めるとともに、本事業に関連する各種契約について、誰が、何時、どのような内容で契約を締結するか、市及び事業者間で合意するもの
給食運営基本契約(以下、「給食基本契約」という。)	契約締結時期:令和7年1月下旬 契約有効期間: 準備期間 令和7年3月末頃～令和9年12月31日 履行期間 令和10年1月1日～令和29年12月31日 内容:給食の提供に係る基本的な内容を整理するもの
信託契約締結に関する合意書	契約締結時期:令和7年3月末頃 契約有効期間:令和7年3月末頃～信託契約締結まで 内容:将来締結する本敷地の信託契約(不動産管理処分信託契約)の内容について、市及び信託会社間で合意するもの
事業用定期借地権設定契約	契約締結時期:令和7年3月末頃 契約有効期間:令和7年3月末頃～令和30年12月31日 内容:給食工場の敷地を利用するためのルールを市と事業者間で合意するもの 地代について、本業務開始までの期間は変動地代のみ、

	本業務開始以降は変動地代に加えて固定地代を支払う。 本敷地の信託時に、信託会社に賃貸人の地位が移転する。 本件で設定する借地権は事業用定期借地権であり、当初5年間は賃料変更不可(以降、3年毎に土地固定資産税、土地都市計画税の増減の影響が著しい場合に、変更についての協議を申し入れることができる)。契約期間終了時は更地返還義務があるが、本事業終了の5年前を目途に借地期間の延長について協議を行い、延長に合意した場合は令和29年12月を目途に原契約を合意解除の上、新たに事業用定期借地権設定契約を締結するものとする。
既存建物解体、細街路整備費用の負担に関する協定書	契約締結時期: 令和7年4月以降速やかに 契約有効期間: 契約締結日～提案に基づく工事期間終了予定日 内容: 基本契約書に基づき、既存建物解体及び細街路整備に係る工事を事業者が選定した工事業者に委託する際の費用負担について定めるため、市と給食提供事業者間で締結するもの
給食運営詳細契約(以下、「給食運営詳細契約」という。)	契約締結時期: 令和9年12月まで 契約有効期間: 令和10年1月1日～令和12年12月31日 内容: 給食の提供に係る数量や単価等を整理するもの 基本的に3年毎に単価の見直しを予定しているが、物価上昇が著しい場合は都度協議して契約の見直しを行う。
不動産管理処分信託契約	契約締結時期: 令和9年12月まで 契約有効期間: 令和9年12月から令和19年12月31日 内容: 信託財産となる本敷地の管理処分に関する内容を定めるため、信託契約締結に関する合意書にもとづき当初委託者兼受益者である市と信託会社間で締結するもの 契約締結と同日付で信託受益権譲渡により証券化SPCが委託者兼受益者になる。期間満了時は更に10年間の期間延長を行う。(最終的な契約終了日は令和29年12月31日)
信託報酬に関する合意書	契約締結時期: 令和9年12月まで 内容: 信託契約に係る報酬について定めるもの
不動産信託に関する指図兼指図代理人選任通知書	契約締結時期: 令和9年12月まで 内容: 信託会社に対する指図代理人(通常はアセットマネージャーが務める)を選任するもの
信託受益権売買契約	契約締結時期: 令和9年12月まで 内容: 土地信託受益権の売買条件を定めるため、売主である市

	と買主である証券化SPC間で締結するもの
信託受益権譲渡承諾 依頼書兼承諾書	契約締結時期:令和9年12月まで 内容:信託受益権を売買することについて債務者対抗要件、第三者対抗要件を具備するための書類 譲渡人である市、譲受人である証券化SPC、受託者である信託会社間で調印するもの
匿名組合契約	契約締結時期:令和9年12月まで 契約有効期間:令和9年12月～令和29年12月31日 内容:証券化SPCへの匿名組合出資について、出資の前提条件や損益の分配ルール等を定めるため、証券化SPCと匿名組合員それぞれとの間で締結するもの
私募取扱契約	契約締結時期:令和9年12月まで 内容:証券化SPCが匿名組合出資を募るために、第二種金融商品取引業の登録がある証券会社等の間で、私募の取り扱いを委託するもの
アセットマネジメント契約	契約締結時期:令和9年12月まで 内容:証券化SPCに対する投資助言を行うルールを定めるもの
会計事務委託契約	契約締結時期:令和9年12月まで 内容:証券化SPCの会計事務を委託するもの
税務事務委託契約	契約締結時期:令和9年12月まで 内容:証券化SPCの税務事務を委託するもの
プロパティーマネジメント契約	契約締結時期:令和9年12月まで 内容:信託不動産の賃貸管理を委託するもの
優先交渉権に関する合 意書	契約締結時期:令和9年12月まで 内容:証券化SPCが信託受益権を処分する際、市を売却候補先として優先的に検討することを定めるため、市と証券化SPCとの間で締結するもの

※本項記載の各種本事業に係る契約は、「基本契約」を除き、総称して「関連契約」という。

1-4委託業務及び付随する準備行為の範囲

(1)事業者が本業務を始めるにあたって付随する準備行為は、以下に示す準備業務とする。
準備業務

- ①本敷地の既存建物の解体及び撤去
- ②本敷地に接する細街路の整備
- ③食品工場の建設をはじめ、本業務を行うために必要となる全ての準備
- ④本敷地への本社機能の移転又は食品工場の子会社化等による本社機能の設置

(2)事業者が行う業務は、以下に示す運営業務及び不動産証券化関連業務とし、詳細は「要求水準書」のとおりとする。

運營業務

中学校給食の提供に係る一切の業務

- ①献立作成支援業務
- ②食品検収、食品保管業務
- ③調理炊飯業務
- ④配送・回収業務
- ⑤配膳業務
- ⑥残渣・廃棄物処理等業務
- ⑦食器回収及び洗浄保管業務
- ⑧その他運營業務の実施に伴い必要となる業務

不動産証券化関連業務

不動産証券化に係る一切の業務

- ①信託受益権の運営、管理業務
- ②証券化SPCの運営、管理業務
- ③匿名組合出資者に対する報告業務
- ④対象敷地に関する賃貸管理業務
- ⑤その他不動産証券化において必要となる業務

なお、事業者が業務を一括して第三者に委託することはできないが、入札時に提案した業務委託先について業務委託する場合、及び市に書面で承諾を得たうえで委託する場合は、一部の業務について委託することは可能とする。

この場合、委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止期間中の者、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。

(3) 市が行う業務は次のとおりとする。

- ①献立作成及び栄養管理
- ②給食食材調達及び発注
- ③給食費徴収及び食数調整
- ④広報(給食だよりの作成など)
- ⑤食育業務
- ⑥その他(学校との連絡調整等)

1-5 予算

債務負担上限金額

債務負担行為による市の上限額は次のとおり

年度ごとの金額の上昇率は運営経費の内整備費を除く金額を毎年 1.5%程度の物価上昇があるものとして積算している。

項目	予算額	
解体負担金	令和 7 年度 154,000,000 円	
細街路整備負担金(北側水路)	令和 7 年度 22,000,000 円	
市有地利活用不動産証券化に係る証券化SPCへの匿名組合出資	令和 9 年度 400,000,000 円	
運営経費	事業開始時(令和 9 年度を 1 年と見立てた場合)年 970,200,000 円	
運営経費(年度別債務負担額)	令和 9 年度(3 学期)	264,540,000 円
	令和 10 年度	980,540,000 円
	令和 11 年度	990,990,000 円
	令和 12 年度	1,001,330,000 円
	令和 13 年度	1,011,780,000 円
	令和 14 年度	1,022,120,000 円
	令和 15 年度	1,032,570,000 円
	令和 16 年度	1,042,910,000 円
	令和 17 年度	1,053,360,000 円
	令和 18 年度	1,064,910,000 円
	令和 19 年度	1,076,460,000 円
	令和 20 年度	1,088,010,000 円
	令和 21 年度	1,099,560,000 円
	令和 22 年度	1,111,110,000 円
	令和 23 年度	1,122,660,000 円
	令和 24 年度	1,134,210,000 円
	令和 25 年度	1,146,860,000 円
	令和 26 年度	1,159,620,000 円
	令和 27 年度	1,172,270,000 円
	令和 28 年度	1,185,030,000 円
	令和 29 年度(1.2 学期)	871,070,000 円
	債務負担合計	21,631,910,000 円

提案上限金額は、基本契約締結後の物価変動による増減額を除く額である。

提案金額の審査基準は要求水準書に示すものとする。

1-6事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下の通りとする。

①解体負担金

事業準備期間における既存建物の解体経費については、事業者が提案した金額を解体負担金として、解体完了後2月以内に支払うものとする。

②細街路整備負担金

事業準備期間における細街路(敷地北側水路)の整備経費については、事業者が提案

した金額を細街路整備負担金として細街路整備工事完了後2月以内に支払うものとする。

③業務委託料(運営経費)

本業務開始後、毎年の運営費用について、事業者が提案した金額をもとに、実際に提供した給食数や給食提供実施日数等を考慮の上、四半期ごとに支払うものとする。なお、業務委託料(運営経費)は、提案時の価格を基準に、原則3年毎に金額を協議により改定するものとする。詳細については、給食運営基本契約書(案)及び給食運営詳細契約書(案)の規定によるものとする。

④業務委託料(施設整備費)

給食工場建築にかかる施設整備費と施設整備費に対する金利の内、業務委託料として転嫁する金額について、提案時の価格を給食提供開始以降毎年四半期ごとに支払うものとする。

⑤補助金

豊中市産業利用促進整備助成金等の補助金は、事業者の収入とすることができる。
事業者が市の定める手続きに沿って受領した場合による。

⑥自主事業売上

当該敷地に建設する工場を本業務に妨げの無い範囲で利用し、事業者の自主事業を実施することができ、自主事業による売上を事業者の収入とすることができる。

⑦匿名組合出資に対する配当金

証券化SPCの損益は匿名組合出資者に帰属し、匿名組合配当金として匿名組合出資割合に応じて事業者の収入とすることができる。

⑧その他

①解体負担金、②細街路整備負担金について、地下埋設物の出土や土壌汚染等市・事業者双方が予測していなかった経費が発生した場合は、対応方法を双方協議の上、定めるものとする。

2立地、本敷地に関する事項

2-1本敷地に関する各種法規制等

本敷地の主な条件は次のとおりである。ただし、これらの前提条件は参考として示すものであり、事業者は、募集への応募の検討にあたって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと

本件施設用地	豊中市原田中一丁目 94 番 1、94 番 3
用途地域	準工業地域、特別用途地区(工業保全地区)
建ぺい率	60%
容積率	200%
敷地概要	本件施設用地:約 4,960 m ² (①+②) ① 豊中市原田中一丁目 94 番 1 4,154 m ² ② 豊中市原田中一丁目 94 番 3 806 m ² (北西敷地)(取得手続き中、7月下旬取得予定)

	※敷地の一部(179.5 m²)は、指定基準に適合しない特定有害物質(鉛及びその化合物)が検出されており、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されています。 詳細については、用地取得後開示します。 ③ 細街路整備区域 28 m²(北側、南側含めて) 詳細は【資料1】を参照すること
接続道路	北側道路: 建築基準法第42条第2項道路 南側道路: 建築基準法第42条第1項第1号道路
インフラ整備状況	インフラ接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い、事業者にて整備すること。参考として敷地周辺インフラの現況図を【資料1】に示すが、整備にあたっては、事業者において必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法などを決定すること。なお、給水管の引き込みなどインフラ整備にあたって発生する費用は、事業者において負担すること。
その他条件	航空法による高さ制限 参照 新関西国際空港(株)ホームページ (www.kansai-airports.co.jp/itm_seigen/)

3事業者の責任の明確化等事業の適正且つ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

事業者の担当する業務に係るリスクについては、事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある場合については、市がその全部又は一部を負う。

3-2 本事業における特性

本事業においては、事業者が自主事業を行うことを認めている。

ただし、自主事業に伴う影響により中学校給食の提供に対して発生するリスクについては、その理由の如何に拘らず事業者が負う。

3-3 施設整備によるリスク

本業務を受託するにあたり必要となる施設は、民設民営の施設となる。事業者が本業務を受託するにふさわしい施設を用意し、本業務を実施することから、施設整備、施設運営に関するリスクについては、その理由の如何に関わらず事業者が負う。

ただし、当該敷地の土壤汚染及び地中障害物への対応や既存施設の解体において、市の公表資料などから、通常予見できない事象が発生した場合については、別途協議によるものとする。

3-4 予想されるリスクと責任分担

段階	リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
共通	政策転換リスク				市	事業者
	制度関連	法令		市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	○	
				本事業に直接かわる法制度などの新設・変更などに関するもの	○	
				上記以外のもの		○
		税制度		本事業の委託料に係る消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
				その他の税制変更に関するもの(法人税率の変更など)		○
		許認可取得		許認可の遅延に関するもの		○
	社会リスク	住民対応		本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟	○	○
				本件施設で事業者が独自に行う事業に関するもの		○
		環境保全		事業者が行う事業に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
	第三者賠償リスク			事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		○
		苦情対応		事業者の業務範囲のサービス内容等に対する市民からの苦情・トラブルへの対処		○
	債務不履行	市の責によるもの		市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	
		事業者の責によるもの		事業者の事業放棄、破綻等に関するもの		○
				事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示すレベルを満たしていないことに関するもの		○
	不可抗力			不可抗力に起因する増加費用、事業の中断に伴う増加費用、その他損害に関するものの内一定の金額まで及び保険などの措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超える費用	○	○
	物価変動			建設期間中における資材物価変動に伴う事業者の費用の増減		○

			事業期間における一定の範囲を超える物価変動 (インフレ・デフレ)に伴う費用の増減 運営経費について1年毎に1.5%程度上昇するよう 試算しているため、それをを超える物価変動の場 合や消費税率の変動等の場合は市もリスクを負う	○	○
	要求水準 未達		要求水準の不適合に関するもの		○
	要求水準		要求水準書の誤りによるもの	○	
	提案		提案費用の負担に関するもの		○
	契約締結		事業者と契約が結べない、契約手続きに時間がか かる場合(契約内容の協議・市議会の議決)	○	○
	資金調達 (市)		市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
	資金調達 (事業者)		事業者が調達する必要な資金の確保に関するも の		○
施 設 整 備	設計調査	調査リスク	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因 するリスク	○	
			上記以外の測量調査に起因するリスク		○
	発注者責 任	設計リスク	事業者の発注による建設に関する設計内容及び その変更に関するもの並びに許認可に関するもの		○
		工事施工 リスク	事業者の発注による建設に関する内容及びその 変更に関するもの		○
		用地リスク	事業用地の土壌汚染及び地中障害物などに関する もの(市の公表資料などにおいて通常予見でき ないものに限る)	○	
			上記を除く事業用地の土壌汚染及び地中障害物 などに関するもの		○
		解体リスク (市)	解体する建築物に係るアスベストの処理等(市の 公表資料などにおいて通常予見できないものに限 る)	○	
		解体リスク (事業者)	上記を除く建築物に係るアスベストの処理等		○
		工事遅延 未完工	契約に定める準備期間より遅延する又は完成しな いことに関するもの		○
		工事費増 大	市の指示による工事費の増大に関するもの	○	
			上記を除く工事費の増大に関するもの		○

				事業者が実施する工事管理の不備により工事内容・工期などに不具合が発生したことによるもの		○
	備品調達 納品遅延			市が調達する什器備品の調達・納品遅延に起因するもの	○	
				事業者が調達する什器備品の調達・納品遅延に起因するもの		○
運 営	コストリス ク			市の責による事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	○	
				事業者の責による事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		○
	技術革新			技術革新に伴う施設・設備の陳腐化により発生する費用		○
	施設の性 能維持			事業期間中における施設の性能確保に関するもの 施設の劣化に対するもの 事故火災等による施設の損傷 第三者による施設の損傷		○
	事故リスク			事業者が行う業務に関する事故などに起因するもの		○
				市が行う業務に関する事故などに起因するもの	○	
	情報漏洩 リスク			業務上知り得た情報に対する守秘義務と個人情報保護(第三者による情報漏洩も含む)		○
	異物混 入・食中 毒リスク			調達した食材の異常 但し通常の処理で対応が可能な場合を除く	○	
				検収業務における異物混入など		○
				検収後の保存状態に起因する食材の異常		○
				調理時における加熱、冷却等温度管理不十分に起因する異常		○
				調理、配送業務における異物混入、温度管理不備等		○
				事業者が実施する学校内での配膳業務における異物混入など		○
	配送及び 配膳遅延 リスク			市の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担 (学校内の工事による一時的な増員など)	○	
				事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担		○

	運搬費用 増大リスク			物価、学校数の変更など以外の要因による運搬費 の増大		○
	食器等破 損			生徒が使用する食器や食缶等の破損に関するも の	○	○
	残渣処理			残渣の工場までの運搬及びその計量		○
				残渣の分別		○
				工場から処理施設までの運搬		○
				食べ残しなどによる残渣の変動		○
	事業の中 途終了リ スク			市の債務不履行に起因する契約解除	○	
				事業者の債務不履行に関する契約の解除		○
	契約終了 時の取り 決め			基本契約満了時の事業者側の清算手続きに要す る費用に関するもの		○
	事業終了 時の原状 復帰			事業期間が終了した場合、又は期間中途における 事業者の撤収にかかる費用		○
不 動 産 証 券 化	スキームリ スク			事業者の責による不動産証券化スキームに関連 する各種法令(金融商品取引法、宅建業法等)へ の違反もしくは必要な許認可の未取得		○
				市の責による不動産証券化スキームに関連する各 種法令(金融商品取引法、宅建業法等)への違反 もしくは必要な許認可の未取得	○	
	信託受益 権の価格 変動リスク			証券化SPCが事業終了時に信託受益権を処分す る際の、信託受益権の価格変動リスク	○	○

4事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

4-1事業の継続に関する基本的な考え方

本業務の受託にあたり新設する給食工場は民設民営であるものの、中学校給食の安定供給を第一とすることから、万が一事業者にて事業の継続が困難となった場合、速やかに後継事業者に本事業を承継する必要があることから、給食工場の所有及び運営については事業者にて子会社を設立する等、独立した決算を組むといった措置を求める。また、証券化SPCについては合同会社とし、出資者を事業者と関係のない第三者が設立した一般社団法人とする等、出資企業からの倒産隔離措置をあらかじめ講じることとする。さらに、事

業の継続が困難となる事由が発生した場合は、給食基本契約で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な措置を講じることとする。

4-2事業者の責めに帰すべき事由の場合

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

- ①事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は給食基本契約を解除することができる。
- ②事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他給食基本契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、給食基本契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は給食基本契約を解除することができる。
- ③①又は②により給食基本契約が解除された場合、市は給食基本契約に基づき事業者に対して違約金などの支払いを求めることができる。

4-3市の責めに帰すべき事由の場合

- ①市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は給食基本契約を解除することができるものとする。
- ②①により給食基本契約が解除された場合、事業者は生じる損害について市に対し賠償を求めることができるものとする。

4-4当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ①不可抗力、その他市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は給食基本契約に基づき事業継続の可否について協議を行う。
- ②一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、給食基本契約を解除することができるものとする。
- ③②により給食基本契約が解除された場合、それぞれ相手方に生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については給食基本契約書に示す。

4-5その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、給食基本契約に定める。

5法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

5-1法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な本敷地は市の財産であり、市は業務開始までの工場の建設期間中地方自治法第96条第1項第6号の規定により、豊中市議会の承認を得た場合これを無償で使用させるものとする。

なお、現時点では、本事業に関する補助事業は豊中市産業利用促進整備助成金が該当するが、それ以外の法制上及び税制上の措置はない。

5-2財政上及び金融上の支援

本事業を実施するにあたり、市が国等の交付金等の財政上又は金融上の支援を受けようとする場合、事業者は資料の提供等可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

6事業者の募集及び選定手法に関する事項

6-1募集及び選定に関する基本事項

6-1-1基本的な考え方

本事業では、施設整備、開業準備、給食提供及び自主事業等、事業者の持つ専門的な知識や技術を用いて、効率的且つ効果的な事業の実施が求められる。

事業者の選定にあたっては、提案価格に加え本業務における衛生管理、自主事業の事業計画など総合的に評価することが必要となることから、事業者の選定方法は公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

6-1-2豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会の設置

事業者の選定についての審議及び審査を行うため、豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置する。

選定委員会は、下表の7名で構成され、選定委員会における審査は非公開とする。

委員の氏名や所属については、審査終了後に公表する。

【選定委員会の委員の専門分野】
地方財政、地方経済
中学校校長
食品衛生管理
給食経営
証券化SPCの会計・税務
証券化不動産の評価
労務管理等

6-1-3審査方法

審査方法については以下のとおりとする。

- (1)参加資格の確認は、本事業への参加を希望するものに、参加表明書及び参加資格に必要な書類の提出を市が求め、市が参加資格の要件を確認する。
- (2)事業者の審査は、参加資格審査を行い、第一次審査として書類審査を行う。
- (3)第一次審査後、現地視察を行う予定としており、第二次審査の判断材料とする。
- (4)第二次審査の具体的な審査方法は、提案内容及び財務諸表等提出資料全体を含む審査を行う。事業者の提案(プレゼンテーション)に対しての審査を行い給食提供の衛生面や自主事業の展望や実現性、事業者の経済状況等を総合的に審査し、事業者を選定する。
- (5)なお、参加者が1者であった場合も同様に、参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

6-1-4審査基準

【別紙1】審査基準、【別紙2】減点基準に示す。

6-1-5審査の中止

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為などによりプロポーザルを公平に執行できないと認められるときは、プロポーザルの延期や再度の実施、中止等の措置を行う場合がある。

6-1-6優先交渉権者の決定

(1)優先交渉権者の決定

市は、提出された提案審査書類などについて総合的に評価を行い、選考委員会の審査を経て、市が優先交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者となった参加者の代表企業又は代表企業以外の構成企業が基本契約の締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、当該参加者の優先交渉権者の決定を取り消すものとする。この場合、市は当該参加者以外の参加者のうち、最も評価の高かった者を優先交渉権者とする。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、優先交渉権者の選定を行わない場合がある。

(2)結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各参加者に書面にて通知後、市のホームページで公表する。なお、当該公表では、各参加者（優先交渉権者以外の社名は公表しない、優先交渉権者以外の参加者に自身の得点については示す）が獲得した得点も公表する。

6-2募集及び選定などの手順

6-2-1募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

なお、日程について変更することがある。

日程		内容
令和6年度	5月23日(木曜)	募集要項、要求水準書等の公表
	6月7日(金曜)	募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催
	6月21日(金曜)まで	質問書の受付
	7月22日(月曜)まで	質問書への回答
	7月26日(金曜)まで	参加資格審査書類の提出
	8月16日(金曜)まで	参加資格審査及び審査結果の通知
	11月4-5日(月曜火曜)まで	提案書の提出
	11月中旬	書類審査
	11月20日(水曜)まで	書類審査結果・選定委員会質問・現地視察日時の通知
	11月下旬	現地視察
	12月2日(月曜)まで	書面質問への回答

	12月中旬	提案審査
	12月末まで	審査結果の通知・公表
	1月下旬	基本契約書の締結(発動条件付き契約) 給食基本契約書の締結
	2月中旬	豊中市による信託事業者選定(事業者が選定する場合は別途協議)
	3月下旬	基本契約書効力の発動 信託契約締結に関する合意書締結 事業用定期借地権設定契約書締結
令和7年度	令和7年4月	事業準備開始
	令和7年度中	関係契約書の締結その1 ・既存建物解体、細街路整備費用の負担に関する協定書 ※関係契約については変更となる可能性がある。
	令和7年度末～8年度	提案スケジュールに基づき建築工事着工
	令和9年度10月頃まで	施設竣工 開業準備開始
	令和9年12月まで	関係契約書の締結その2 ・給食詳細契約 ・不動産管理处分信託契約 ・信託報酬に関する合意書 ・不動産信託に関する指図兼指図代理人選任通知書 ・信託受益権売買契約 ・信託受益権譲渡承諾依頼書兼承諾書 ・匿名組合契約 ・私募取扱契約 ・アセットマネジメント契約 ・会計事務委託契約 ・税務事務委託契約 ・プロパティーマネジメント契約 ・優先交渉権に関する合意書 ※関係契約については変更となる可能性があります。
	令和10年1月	給食提供開始

6-2-2入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金

免除する。

(2)契約保証金

本業務開始後において、給食詳細契約に示す委託経費推定額(3年分の委託経費)の

100 分の 10 以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。
 なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、
 詳細については、給食基本契約書に記載する。

6-3 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本契約の締結

市は優先交渉権者とした参加者の代表企業との間で基本契約を締結する。

(2) 証券化SPCとしての合同会社の設立

優先交渉権者は、基本契約に従い、本事業を実施するため、信託受益権譲渡契約締結
 までに証券化SPCとしての合同会社を設立するものとする。

優先交渉権者の代表企業又は代表企業と密接な資本関係がある企業(当該代表企業の
 発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有している者又は当該代表企業へ
 の出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、優先交渉権者の代表企業
 と総称して、以下「代表企業等」という。)は合同会社に対して匿名組合出資をし、代表企
 業等の匿名組合出資比率は最大(豊中市を除く匿名組合出資総額の 2 分の 1 を超える
 ことを要する。)となるものとする。

なお、合同会社への匿名組合出資については、基本契約が終了するまで、市の書面によ
 る事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはな
 らない。

(3) 基本契約等の内容変更

関連契約の締結に際し、基本契約の内容変更は行わない。ただし関連契約の締結まで
 の間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(4) 基本契約書の作成費用

基本契約書の検討に係る弁護士費用や印紙代など、基本契約書の作成に要する費用
 は事業者の負担とする。

6-4 事業者の構成

6-4-1 事業者の構成と役割

本業務を受託するにあたっての参加企業の主な役割は、次のとおりとなる。

なお、代表企業を除く参加企業を総称して構成企業といい、構成企業については、個別
 の参加資格要件を満たす必要がある。

給食関連企業

種別	定義
給食提供事業者	中学校給食の製造・配送・配膳等関係業務を担う、応募企業グループにおける代表企業

	・豊中市に本社所在地を有する子会社を設立し、給食提供事業の実施、給食工場の所有及び自主事業実施をさせること ・ただし、子会社を設立せず、本社所在地の登記を豊中市に移転する場合は、この限りではないが、本事業に使用する資産・負債及び損益について、他の事業と切り分けて管理する体制を構築すること
協力企業	本業務や自主事業に関与し、且つ給食提供事業者が設立する子会社又は本社所在地の登記を豊中市に移転する給食提供事業者に出資する者
建設事業者	工場建築における施工を行う元請会社
設計、工事監理事業者	工場建築における設計、工事監理を行う会社

証券化関連企業

種別	定義
AM(アセットマネージャー)	証券化SPCの資産管理業務に関する投資助言業務を受託する会社
信託会社	事業用地について信託受託するため、市と信託契約を締結する会社 信託会社については、本事業の優先交渉権者決定後に市が定めるものとするが、事業者にて信託会社の指定を希望する場合は、関連企業として信託会社を参加させることを可能とする
証券化SPC(合同会社)	匿名組合出資者と資本関係を有しない第三者である新設の一般社団法人による出資によって設立される、会社法に基づく合同会社で、信託受益権の保有、管理を行う
匿名組合出資者	証券化SPCへ匿名組合出資する企業 ①SPCへの匿名組合出資比率は代表企業等が最大出資者(市を除く匿名組合出資総額の50%以上を越える)となること ②市の匿名組合出資比率は20%以上40%以下とし、事業者の提案内容によるものとする ③匿名組合出資者として1名以上の適格機関投資家が参加するものとする ④同項目①～③の条件を満たした場合、残りの匿名組合出資はSPCの権限において、協力企業など関係する者などを出資者としてすることができる

6-4-2構成企業及び関連企業の明示

参加表明者の構成企業は事業提案書に、各企業の役割を明記すること。

6-4-3複数応募の禁止

参加表明者の構成企業及び当該構成企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、本事業に係る他の参加表明者の構成企業になることはできない。

資本面において密接な関連のある者とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える議決権を有している者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において密接な関連のある者とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。

6-4-4市関連企業の応募の禁止

市から本件の支援業務を受託している阪急阪神不動産投資顧問株式会社及び同社と業務提携している企業は、本件参加表明者の構成企業及び関連企業になることはできない。

6-4-5構成企業の変更及び追加

参加資格確認基準日以降に、参加表明者の構成企業の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として優先交渉権者決定のための審査から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の参加表明者の構成企業の入れ替え、追加、脱退(以下「構成企業の変更」という。)は、原則として認めない。

ただし、構成企業の合併や再編等の場合は、事前に市と協議を行い、指定する書類(様式②)により申請を行ったときは、構成企業の変更などを認める。

(1)参加基準確認日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に参加表明者が構成企業の変更などを申請した場合において、構成企業の合併や再編等の場合は、変更後の参加表明者の参加資格を確認したうえで、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認する。

(2)提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に参加表明者が構成企業の変更などを申請した場合において、構成企業の合併や再編等の場合は、変更後の参加表明者の参加資格を確認したうえで、優先交渉権者の決定日までに承認する。

6-5参加表明者の備えるべき参加資格要件

参加表明者の給食提供事業者及び協力企業は、以下の項目で規定する参加資格要件に参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加が無かったものとみなす。

募集要項の公表から優先交渉権者の決定に至るまでの間6-4-4に示す市関連企業に対し、既存の取引以外で接触を試みたものについても、参加資格を失うものとする。

6-5-1 共通の参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと(同条第 2 校各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。)
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 1 日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないもの。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者(ただし、手続き開始の決定を受けたもので、所定の手続きに基づく再認定などを受けている場合を除く。)
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しないもの又は提案書提出日前 6 ヶ月以内に手形小切手を不渡りしている者
- (6) 清算中の株式会社である企業について、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者。
- (8) 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本金面若しくは人事面において密接な関連があるものでないこと。
- (9) 私的独占近似及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行っていない者
- (10) 本事業において 6-4-4 に示す企業と資本金面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (11) 労働関連法令に違反し官公署から摘発又は勧告等を受けている者でないこと。(摘発又は勧告等を受けている場合は、改善後 2 年を経過している場合を除く。)
- (12) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成 25 年豊中市条例第 25 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者でないこと。

6-5-2 個別の参加資格要件

- (1) 参加表明者の構成企業の内、給食提供事業者及び協力企業は市に「物品・業務委託等入札参加資格」を有すること。
入札参加資格を有しない場合は、優先交渉権者として決定したのち臨時登録を行うため速やかに市の入札参加資格審査の申請を行うこと。
- (2) 給食提供事業者
令和 3 年以降に大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年厚生省生活衛生局長通知第 85 号)に基づき、同一メニューを 1 回 1,500 食以上若しくは 1 日 3,000 食以上を提供する調理施設における調理業務の実績を有していること。
- (3) アセットマネジメント会社

金融庁より投資助言・代理業の登録を受けており、不動産証券化における GK-TK スキームでのアセットマネジメント業務の受託実績を有すること。

6-6証券化SPCの設立など

6-6-1優先交渉権者との契約手続き

審査の結果、優先交渉権者として決定された者は、市と協議を行い、本事業に関する基本契約を締結する。優先交渉権者は当該基本契約に従い、信託受益権譲渡契約締結までに、本事業を実施するために証券化SPCを設立するものとする。

6-6-2証券化SPCの設立要件

証券化SPCは、匿名組合出資者と資本関係を有しない第三者である新設の一般社団法人による出資によって設立される、会社法の定める合同会社とする。合同会社の本社所在地について、特段の指定はない。

6-6-3給食提供事業者の登記

給食提供事業者は本業務を受託するにあたり、豊中市に所在地を移し又は、本事業を実施するための事業所を新設するなど、事業開始時点までに豊中市を所在地としなければならない。

6-6-4契約締結までに優先交渉権者が入札参加資格を欠くに至った場合の取り扱い

優先交渉権者の決定日から基本契約の効力が発動するまでの間、当該優先交渉権者の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、市は当該優先交渉権者と本事業に関する基本契約を締結しない場合がある。

ただし、給食提供事業者以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。なお、変更する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

7募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催並びに募集要項等に関する質問の受付・回答

7-1募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催

募集要項等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり実施し、事業の内容、募集及び選定に関する事項などについて市の考え方の説明を行う。説明会と現地見学会は次のとおり。

(1)説明会日時及び会場

令和6年6月7日(金) 10時～12時 旧原田学校給食センター(豊中市原田中1—10—1)

参加人数は1グループ10名迄とする

(2)申込期限

令和6年6月5日(水)17時(必着)

(3) 申込方法

様式④を用いて電子メール(以下「メール」という。)にて申込むこと

(4) 提出先

豊中市財務部資産管理課

7-2 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問書の提出

① 提出期限

令和6年6月21日(金)17時(必着)

② 提出方法

様式①を用いてメールにて提出すること

③ 提出先

豊中市財務部資産管理課

④ 質問への回答方法

回答は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利権を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

⑤ その他

- ・質問内容の回答により要求水準などの見直しを行うことがある。
- ・提出された質問の内、市が必要と判断した場合には、参加者に直接ヒアリングを行うことがある。

8 参加表明及び参加資格審査

8-1 参加資格審査書類について

8-1-1 参加資格審査書類の作成方法

- (1) 提出書類にそれぞれインデックスを付け(項目毎にインデックスを付けること)A4判で統一し、ページ番号を付して、編綴したもの。13部(正1部、副12部)とPDF化したもの。)を格納した電子媒体(CD-RやDVD-R等)1枚とする。なお、提案書類及び電子媒体は返却しない。
- (2) 参加者は、募集要項及び要求水準書の記載内容を承諾の上、提案すること。
- (3) 各書類作成及び提出にかかる費用は、参加希望者の負担とする。
- (4) 受付期限までに参加表明書等を提出しない者及び参加資格が無いとされた者は、提案審査書類を提出することができない。

8-1-2 参加資格審査書類の提出

(1) 提出場所

豊中市財務部資産管理課

(2) 提出方法

様式8-3を持参すること。

(3) 提出期限

令和6年(2024年)7月26日(金曜)17時必着

8-2参加資格審査書類の取り扱い

①著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の提出書類の著作権は、提案を行った事業者へ帰属する。

参加資格審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、参加資格審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の参加資格審査資料については、市が事業者の選定過程などを説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた参加資格審査書類などは一切返却しない。

②参加資格審査書類の変更禁止

構成企業の変更及び追加(6-4-5)に定める場合を除き、参加資格審査書類の変更はできない。ただし、誤字及び脱字の修正並びに事務局から追加資料の提出を依頼した資料についてはこの限りではない。

③参加資格が無いとされた場合の取り扱い

参加資格審査により、参加資格が無いとされた者は、参加資格が無いと判断された理由において、書面により説明を求めることができる。

④参加資格確認基準日

指名停止状況の確認基準日は、令和6年7月25日(木曜)とする。

⑤その他

・参加資格審査結果において参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類などに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

・参加表明書等の提出以後、参加資格審査結果において参加資格があると認められた者であって入札及び提案審査書類の提出を辞退する場合は、辞退届(様式③)を提案審査書類の受付期限までに提出すること。

8-3参加資格審査書類

8-3-1事業者の構成と役割

提出者:給食提供事業者(代表企業)

様式8-3-1(1) ☐ 参加表明書

様式8-3-1(2) ☐ 企業一覧表(証券化SPC出資者、給食関連企業)

様式8-3-1(3) ☐ 委任状(証券化SPC出資者、給食関連企業)

企業一覧表に本事業提案に係る権限を代表企業に定めていることが確認できた場合は不要、なお、本件の性質上、単独の企業での参加は想定していません。

様式8-3-1(4) ☐ ~~応募者概要書~~

~~グループの概要説明書又は企業概要説明書、会社概要等~~

様式 8-3-1 (5) ☐ 実施体制
様式 8-3-1 (6) ☐ 事業実績
様式 8-3-1 (7) ☐ 処分歴等の確認書

提出者:給食提供事業者及び協力企業

様式 8-3-1 (8) ☐ 商業登記簿謄本(登記事項証明書)

8-3-2納税関係

提出者:給食提供事業者及び協力企業

様式 8-3-2 (1) ☐ 税に滞納が無いことの証明

様式 8-3-2 (2) ☐ 法人税・消費税の納税証明書(納税証明書その3の3)

様式 8-3-2 (3) ☐ 本店所在地の市区町村が発行する市区町村税に未納の税額がない証明書

(発行の無い自治体もあるので発行がない場合は誓約書の提出を行うこと)

8-3-3既存調理場の運用

提出者:給食提供事業者及び協力企業

様式 8-3-3 (1) ☐ 既存工場の紹介資料

所在地、従業員数(パート含む)、生産能力

複数の工場を運営している場合は工場の一覧を添付すること

8-3-4会社概要

提出者:全者共通

様式 8-3-4 (1) ☐ 会社概要等

様式 8-3-4 (2) ☐ 応募者概要書

9提案審査に係る提出資料及び提出時期

9-1提案資料

9-1-1提案資料の提出

(1)提出場所

豊中市財務部資産管理課

(2)提出方法

① 提出書類にそれぞれインデックスを付け(項目毎にインデックスを付けること)A4判で統一し、ページ数を付して、編綴したもの。12部(正1部、副13部)とPDF化したもの。)を格納した電子媒体(CD-RやDVD-R等)1枚とする。なお、提案書類及び電子媒体は返却しない。

② 参加者は、募集要項及び要求水準書の記載内容を承諾の上、提案すること。

③ 各書類作成及び提出にかかる費用は、参加希望者の負担とする。

④ 以降の項目に示す資料の提出ができない場合その理由を明記すること。

(3)提出日(〆切)

令和6年11月4-5日(丹火) 17時(必着)

(4) 公正な提案の確保

- ① 参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に抵触する行為を行ってはならない。参加者が連合し又は不穏な行動をなすなどの場合において、公正に審査を執行することができないと認められるときは、当該参加者を参加させず執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日不正な行為が判明した場合には、契約の解除などの措置を取ることがある。

- ② 参加者は複数の提案はできず、一団体につき一提案とする。

(5) その他留意事項

- ① 本項目の資料は事業実績の配点などに関係する。
- ② 受付期限までに提案審査書類を提出しない者及び参加資格が無いとされた者は、審査を受けることができない。

9-1-2 提案内容を記載した審査資料の取り扱い

① 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の提出書類の著作権は、提案を行った事業者に帰属する。

提案審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市が事業者の選定過程などを説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案審査書類などは一切返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令などに基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は参加者が負うこととする。

当該使用により市が損失又は損害を被った場合には、参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

③ 提案審査書類の変更禁止

提案審査書類の変更はできない。ただし、提案審査書類における誤字及び脱字の修正についてはこの限りではない。

10 事業実績及び事業計画等

10-1 事業実績・資格等

提出者: 給食提供事業者及び協力企業

様式10-1-1 (1) ☐ 直近3事業年度分の事業計画書

様式10-1-1 (2) ☐ 直近3事業年度分の事業報告書

様式10-1-1 (3) ☐ 直近3事業年度分の収支予算書

様式10-1-1 (4) ☐ 資金調達の蓋然性が確認できる資料(融資確約書、関心表

明書等)

提出者:給食提供事業者及び協力企業

様式10-1-1(5) ☐ 調理事業者実績(外部調理場の委託なども含む)

(産業給食、調理場受託実績等 令和3年4月以降の実績 令和3年以前から継続している案件も認める)

様式10-1-1(6) ☐ 自社工場による受託実績の一覧(自社工場で1回1,500又は一日3,000食対応できているか確認対応食数と受注実績を確認 令和3年4月以降の実績令和3年以前から継続している案件も認める)

様式10-1-1(7) ☐ 行政処分歴等の有無(令和3年4月以降に処分を受けたものに限る)

提出者:設計事業者

様式10-1-1(8) ☐ 一級建築士事務所登録通知書の写し

提出者:建設事業者

様式10-1-1(9) ☐ 建設業許可証明書の写し

様式10-1-1(10) ☐ 経営規模等評価結果通知書

様式10-1-1(11) ☐ 総合評定値通知書の写し

提出者:工事監理事業者

様式10-1-1(12) ☐ 一級建築士事務所登録通知書の写し

提出者:AM(アセットマネージャー)

様式10-1-1(13) ☐ 金融商品取引法第28条第3項に定める投資助言・代理人に関する同法29条規定の登録を受けた者であることを確認できる書面の写し

提出者:全者共通

様式10-1-1(14) ☐ 会社概要等

10-2財務諸表

提出者:給食提供事業者及び協力企業

財務状況報告書類(直近の3事業年度分)

様式10-2-1(1) ☐ 貸借対照表

様式10-2-1(2) ☐ 損益計算書又は収支計算書

様式10-2-1(3) ☐ キャッシュフロー計算書又はこれに類するもの

様式10-2-1(4) ☐ 勘定科目内訳明細書

様式10-2-1(5) ☐ 法人税確定申告時提出書類(別表一～十六)

10-3労務管理諸表

提出者:給食提供事業者及び協力企業

様式10-3-1(1) ☐ 労働保険 保険関係成立届(写)

様式10-3-1(2) ☐ 労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書(写)(直近のもの)

様式10-3-1(3) ☐ 上記申告に伴う保険料の納付書・領収証書(写)(直近の第1・2・3期のもの)

様式10-3-1(4) ☐ 就業規則(パート労働者含め10名以上の事業所は監督署の受付印のあるもの。賃金規程等の付属規程を含む。)(写)

様式10-3-1(5) ☐ 時間外労働、休日労働に関する協定届(写)

様式10-3-1(6) ☐ 定期健康診断結果報告書(写)(労働者50名以上の事業所の場合)

様式10-3-1(7) ☐ 社会保険適用通知書(写)又は直近の被保険者報酬月額算定基礎届(写)

様式10-3-1(8) ☐ 社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書(写)又は保険料納入告知額・領収済額通知書(写)(直近のもの)

様式10-3-1(9) ☐ 労働条件の書面交付を証明するもの(雇入(労働条件)通知書又は労働(雇用)契約書等の書式)

※ なおこれらの書類に個人情報等が含まれ提出することが難しい場合は、一部マスキングするなどの処理を行い提出することを認める。

10-4既存調理場の運用

提出者:給食提供事業者及び協力企業

様式10-4-1(1) ☐ 既存工場の紹介資料

所在地、従業員数(パート含む)、生産能力

複数の工場を運営している場合は工場の一覧を添付すること

様式10-4-1(2) ☐ 食品工場配置図(設備配置や人の動線が想像でき、間取りがわかるもの)

様式10-4-1(3) ☐ 後日追加資料:視察する工場が決定した際には当該工場で使用する工程表等の提出を追加で求める

11提案様式諸表

様式についてはそれぞれの項目に示すものを使用すること

また、様式を定めないものについては最大ページ数を示すので参考とすること

11-1要求水準に係る誓約書

様式11-1-1(1) ☐ 要求水準に係る誓約書

11-2全体に関する提案

実施体制

様式 1 1-2-1 (1) ☐ 準備期間中 (調理リハーサル、自主事業先行)

様式 1 1-2-1 (2) ☐ 給食提供時

様式 1 1-2-1 (3) ☐ 工事期間中

事業スケジュール

様式 1 1-2-1 (4) ☐ 事業スケジュール (全体工程)

全事業期間のスケジュールとして、以下の内容を必ず記載すること

- ・施設解体着手日
- ・細街路整備開始日
- ・基本設計及び実施設計期間
- ・施設建設着工日
- ・施設完成日
- ・開業準備業務期間
- ・自主事業開始日 (運營業務開始前から自主事業の開始が可能)
- ・運營業務開始日

様式 1 1-2-1 (5) ☐ 開業準備計画

事業計画

様式 1 1-2-1 (6) ☐ 全体の収支計画

収支計画として、以下の内容を必ず記載すること

- ・全体
- ・学校給食
- ・自主事業
- ・不動産証券化

様式 1 1-2-1 (7) ☐ 全体に関するその他提案

11-3施設整備に関する提案

設計概要 (建築)

様式 1 1-3-1 (1) ☐ 建物概要

様式 1 1-3-1 (2) ☐ 各諸室面積一覧

様式 1 1-3-1 (3) ☐ 建物概要 (その他補足資料・追加資料・自由提案)

様式 1 1-3-1 (4) ☐ 解体概要 (アスベスト対策等)

様式 1 1-3-1 (5) ☐ 解体概要 (その他補足資料・追加資料・自由提案)

設計概要 (土木)

様式 1 1-3-1 (6) ☐ 造成概要 (細街路整備、土壌汚染対策)

様式 1 1-3-1 (7) ☐ 造成概要 (その他補足資料・追加資料・自由提案)

整備予定図

- 様式 1 1-3-1 (8) ☐ 敷地平面図
- 様式 1 1-3-1 (9) ☐ 敷地導線図 (学校給食・自主事業)
- 様式 1 1-3-1 (10) ☐ 食品工場平面図
- 様式 1 1-3-1 (11) ☐ 食品工場器具設置状況平面図
- 様式 1 1-3-1 (12) ☐ 食品工場動線図 (学校給食・自主事業)
- 様式 1 1-3-1 (13) ☐ 設備一覧 (別途カタログの添付)
- 様式 1 1-3-1 (14) ☐ 整備予定図 (その他補足資料・追加資料・自由提案)

市内事業者の活用・育成

- 様式 1 1-3-1 (15) ☐ 整備事業に対する市内事業者の割合 (件数)
- 様式 1 1-3-1 (16) ☐ 整備事業に対する市内事業者の割合 (金額)

工事関係その他

- 様式 1 1-3-1 (17) ☐ 補足資料 (パースや追加図面)

11-4学校給食提供に関する提案

運営体制

- 様式 1 1-4-1 (1) ☐ 安心・安全な給食提供のための取り組み
- 様式 1 1-4-1 (2) ☐ 学校給食の提供全体
- 様式 1 1-4-1 (3) ☐ 施設管理

給食提供の収支計画

- 様式 1 1-4-1 (4) ☐ 給食提供の収支計画

工場設備メンテナンス計画(工場及び設備の修繕・更新短期(5年計画)、工場及び設備の修繕・更新短期(10年以上)計画)

調理関係

- 様式 1 1-4-1 (5) ☐ 敷地全体の動線
- 様式 1 1-4-1 (6) ☐ 調理場内動線 (1 週間分)
- 様式 1 1-4-1 (7) ☐ 食材の検収
- 様式 1 1-4-1 (8) ☐ 調理場内釜割 (1 週間分)
- 様式 1 1-4-1 (9) ☐ 調理場内配缶・配食 (1 週間分)
- 様式 1 1-4-1 (10) ☐ 作業工程表
- 様式 1 1-4-1 (11) ☐ 食物アレルギー対応

配送・配膳関係

- 様式 1 1-4-1 (1 2) ☐ 配送・配膳体制
様式 1 1-4-1 (1 3) ☐ 配膳業務および給食時間中の対応
様式 1 1-4-1 (1 4) ☐ 回収・残渣処分
様式 1 1-4-1 (1 5) ☐ 洗浄・保管
様式 1 1-4-1 (1 6) ☐ 生徒用トレーの運用 (提案)
様式 1 1-4-1 (1 7) ☐ 学校給食から見た自主事業の住み分け

衛生管理

- 様式 1 1-4-1 (1 8) ☐ 衛生管理全般
様式 1 1-4-1 (1 9) ☐ 清掃・器具メンテナンス

危機管理体制

- 様式 1 1-4-1 (2 0) ☐ 給食事故の防止
様式 1 1-4-1 (2 1) ☐ その他
様式 1 1-4-1 (2 2) ☐ 学校給食と自主事業の相乗

人材育成・労務管理

- 様式 1 1-4-1 (2 3) ☐ 既存企業の労務関係調査
様式 1 1-4-1 (2 4) ☐ 人材育成
様式 1 1-4-1 (2 5) ☐ 人員確保・採用条件・採用方法
様式 1 1-4-1 (2 6) ☐ 安全衛生の考え方

学校給食の提供に係る提案

- 様式 1 1-4-1 (2 7) ☐ その他補足資料・追加資料・自由提案

11-5 自主事業に関する提案

自主事業内容

- 様式 1 1-5-1 (1) ☐ 自主事業の方針 (内容・実現性等)
自主事業に関する事業計画 (事業開始から収益安定化まで)、収支計画、見込み顧客、地域経済に与える影響等について、実現可能性を意識して作成すること。

11-6 不動産証券化に関する提案

- 様式 1 1-6-1 (1) ☐ 配当率・変動地代の見込み額
様式 1 1-6-1 (2) ☐ 収支計画等に関する提案

11-7 その他

- 様式 1 1-7-1 (1) ☐ その他全体に関する提案

11-8価格提案

様式 1 1-8-1 (1) □ 価格提案書

様式 1 1-8-1 (2) □ 提案金額見積書

12第一次審査、選定委員会による書面質問と事業者による回答

12-1第一次審査

①審査方法

書面により審査し、合格は4者以内とする。

②審査結果の通知

令和6年11月20日(水)までにメールにより通知

※合否に関わらず通知します。

12-2選定委員会による書面質問と事業者による回答

第二次審査に向け、選定委員会より書面にて質問します。回答の内容は第二次審査において使用します。

①選定委員会質問の通知

令和6年11月20日(水)までにメールにて通知

②回答期限

令和6年12月2日(月)17時まで

③回答方法

様式⑤を用いてメールにて提出

13現地視察

現地視察を次のとおり実施する。

(1)現地視察日時

令和6年11月下旬頃を予定しています。

現地視察の工場については、選定委員会において選定します。視察人数は5名程度。

14第二次審査

14-1審査概要

第二次審査(プレゼンテーション審査)を行い、総合的に評価し優先交渉権者を選定する。最終審査結果は、選定委員会にて合議を行ったうえで確定する。

① 日時:令和6年12月中旬

※時間・場所等の詳細は、参加者に別途通知する。

② 審査時間:120分(2時間)以内。

各参加者につき70分程度のプレゼンテーションの後、50分程度の質疑・応答とする。

③ 提案方法:モニター、HDMIケーブルは市で用意するが、ノートパソコン等は持参すること。

- ④ 参加者:プレゼンテーションを行う者や質疑応答する者は、本事業を担当する総括責任者・主担当者とする。当日の出席者は10名以内とし、すべて参加者の雇用する従業員であり且つ本事業の主たる従事者とする。

14-2優先交渉権者の決定について

優先交渉権者の決定にあたっては、「市有地の不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業 要求水準書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容に加えてプレゼンテーションでの説明、質疑応答に基づき、審査項目において審査し、参加者の順位付けを行う。

14-3審査結果の通知

令和6年12月末までにメールと郵送により通知

※合否に関わらず通知します。

あわせて、ホームページにおいても審査結果を公表する。受託者の決定は、優先交渉権者と市とで仕様及び価格等について協議し、事務手続きを経た後に行うものとする。そのため、優先交渉権者の通知をもって、本事業の受託者の地位を確約するものではない。

14-4その他

- ① 以下の項目に該当する場合は、参加者を無効とする場合がある。
 - (ア) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合。
 - (イ) 提案書類において虚偽の内容が記載されている場合。
 - (ウ) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合。
- ② プロポーザルの全参加者に対して、選定結果を通知する。
- ③ 企画提案書の著作権は参加者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
- ④ 企画提案書の提出をもって、募集要項及び要求水準書の記載事項を承諾したものとする。
- ⑤ 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ⑥ プロポーザルに要した費用は、参加者の負担とする。
- ⑦ 企画提案書、その他提出資料については返却しない。

15その他の事項

15-1法令遵守

- (1) 事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令及び市の条例などを遵守すること。
- (2) 個人情報の保護
個人情報の保護については「要求水準書」記載のとおりとする。
- (3) 情報の公開
「豊中市情報公開条例」の趣旨に則り、市民との信頼を高めるため情報公開について必要な措置を講じること。
- (4) 人権の尊重
事業者は、運営業務の遂行に際し、人権を傷つけることのないよう留意すること。

(5)財産の管理

事業者は、善良なる管理者の注意をもって市の施設および備品等(学校施設、配膳室及び備品等)を管理すること。

(6)従事者への配慮

事業者は、サービスの質の維持向上を図るため、本業務に従事する者の雇用労働条件に配慮するとともに、従事者が働きがいを持ち本業務に取り組むために必要な措置を講じること。

15-2本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準とする。

15-3その他の財政上又は金融上の支援

本事業を実施するにあたり、事業者が国等の交付金等の財政上又は金融上の支援を受けようとする場合、市は資料の提供等可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、市は事業者に対する出資(但し、証券化SPCへの匿名組合出資を除く)、保証などの支援は行わない。

15-4情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

15-5疑義の解決

基本契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、基本契約に定める具体的措置に従う。

また、基本契約に関する紛争については、豊中市の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

16問い合わせ先

担当 豊中市 財務部 資産管理課

住所 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎4階

電話 06-6858-2461

e-mail zaikatsu@city.toyonaka.osaka.jp

17和暦西暦確認票

募集要項においては表中の記載枠の大きさや、見やすさの観点から、年号は西暦を併記せず和暦で記載しています。

和暦と西暦の確認については、下表のとおりです。

和暦	西暦
令和 4 年	2022 年
令和 5 年	2023 年
令和 6 年	2024 年
令和 7 年	2025 年
令和 8 年	2026 年
令和 9 年	2027 年
令和 10 年	2028 年
令和 11 年	2029 年
令和 12 年	2030 年
令和 13 年	2031 年
令和 14 年	2032 年
令和 15 年	2033 年
令和 16 年	2034 年
令和 17 年	2035 年

和暦	西暦
令和 18 年	2036 年
令和 19 年	2037 年
令和 20 年	2038 年
令和 21 年	2039 年
令和 22 年	2040 年
令和 23 年	2041 年
令和 24 年	2042 年
令和 25 年	2043 年
令和 26 年	2044 年
令和 27 年	2045 年
令和 28 年	2046 年
令和 29 年	2047 年
令和 30 年	2048 年
令和 31 年	2049 年